

## 「福祉レジーム」概念に関する試論

### —福祉国家の新たな分析視角としての試行的構想—

○ 北星学園大学 伊藤 新一郎 (5419)

キーワード：福祉レジーム・福祉国家・福祉

#### 1. 研究目的

福祉国家論における理論枠組みの概念の1つとして“welfare regime”であるが、邦語では“福祉レジーム”という訳での用法が一般化しており、学術要語としても定着している。周知の通り、“福祉レジーム”概念は Esping-Andersen の“福祉レジーム論”以来、広く知られることとなったが、福祉国家論（特に国際比較研究あるいは類型論）では“福祉レジーム”と“福祉国家”の両概念が厳密に区別されて用いられることは少ない。「福祉レジーム＝福祉国家」として前提されていることについて断定はできないとしても、両概念の学術的用法における概念区別の曖昧性は指摘できる。

ここで素朴な疑問が生まれる。それは「この2つの概念が意味内容は互換性のあるものとみなせるか、本来は概念的水準の異なるものではないか」という問いであり、本報告の問題意識の出発点もここにある。もし、両概念が異なる意味内容を示すものであるとすれば、その概念上の位置関係も異なるはずであり、いかなる結果として配置されるのか、配置されるべきなのかが問われなければならない。さらに、概念上の配置結果（位置関係）が、福祉国家を分析する上で既存の福祉国家論とは異なる新たな視角を提供することになるならば、当該領域における研究上の意義は小さくないはずである。21世紀型福祉国家モデルの構想が理念・政策・制度の面で活発に議論されている今日、前述の問いは福祉国家論が内包する理論レベルの根源的な課題として把握される必要があるのではないか。

以上の内容を踏まえ、本報告の目的は、福祉国家の新たな分析視角としての“福祉レジーム”概念について試論的に検討することにある。

#### 2. 研究の視点および方法

本報告は文献研究である。問題意識と研究目的から研究の視点として以下の3点を設定する。第1に、福祉国家論における“福祉レジーム”と“福祉国家”の両概念の用法について批判的に考察し、その問題性を指摘する。第2に、“レジーム”概念に関する一般的用法と他の社会科学領域における学術的用法を踏まえた上で、“レジーム”と“国家”という2つの概念の関係性について整理する。第3に、“福祉レジーム”と“福祉国家”という両概念の位置関係について、国家論の視点を踏まえつつ試行的に考察・検討する。

### 3. 倫理的配慮

本報告は、一般社団法人日本社会福祉学会「研究倫理指針」を遵守する。

### 4. 研究結果

本報告では、福祉国家の新たな分析視角としての“福祉レジーム”概念について試論的に検討したが、その結果として以下の4点があげられる。

第1に、“福祉レジーム”と“福祉国家”の概念的区別が明確にされないまま議論されることの多い現在の福祉国家論は、「議論の水準」について無意識であるということである。これは、“福祉国家”が何を意味する概念として用いられているかが多義的であるにも関わらず、議論の水準に合わせた操作的概念として適切に扱われていない現状と符合する。

第2に、上記でみられる問題は、“レジーム”と“国家”という2つの概念間における暗黙の互換性に基づく用法に由来するということである。しかし、“国家”は“レジーム”の1つの形態にすぎず、その点で“レジーム”概念は“国家”概念よりも上位に位置するとして理解すべきである。それは、前者は後者を必要不可欠の条件としないからである。

第3に、どのような国家もその存続のためには何らかの「福祉」を必要としており、その意味で“福祉レジーム”を持っているはずであり、究極的には価値志向的に「どの国家も福祉国家である」ということは可能である一方で、“福祉レジーム”概念自体は価値中立的概念として扱うことができる。そうだとすれば、“福祉レジーム”という観点から構造論的に国家類型を考えた場合、“福祉国家”はその1つの形態として捉えることが可能であり、価値志向的ではない形で（つまり発展史観に依拠せずに）位置づけることができる。

第4に、“福祉レジーム”に影響を与えるファクターとして「権力-支配構造の正当性」を抜きには考えられないことである。ある国家モデルが何らかの“福祉レジーム”としての型を提示するものであるとすれば、そこでの「福祉」は「権力-支配構造の正当性」を支え、持続させるものとして適合的でなければならず、結果的に「福祉」概念に関して各国家モデルにおける共通性と差異性（福祉概念の可変性）についての再考を必要とする。

### 5. 考察

本報告の結果を考察すると、今後の課題として以下の4点が抽出された。第1に、分析視角としての“福祉レジーム”概念に、「権力-支配」という要素を組み込んで概念構成し、福祉国家論の新たな理論枠組みとしての精緻化の可能性について検討すること。第2に、「国家が福祉を提供する根拠」という視点から“福祉レジーム”を検討することで、どのような国家モデルが類型化できるか、「福祉」概念の再考と併せて検討すること。第3に、歴史論的かつ構造論的視点から“福祉レジーム”を考察するならば、“国家”モデルとしてどのようなバリエーションを想定できるか検討すること。第4に、新たな“福祉レジーム”構想が、福祉国家論に与えるインプリケーションについて検討すること、である。